

教育委員会監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和3年8月23日から同年12月16日まで

3 監査の対象及び範囲

教育委員会の所管に属する令和3年4月1日から同年7月31日までに執行された財務に関する事務（監査に伴い現地調査を行った市立学校等は別表のとおり）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (5) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行に関する事務

(ア) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの会計年度任用職員の任用に関する決裁文書について、任用される会計年度任用職員本人が令和3年4月1日に起案していた。この決裁文書は当該会計年度任用職員の任用を決定するものであり、任用前の会計年度任用職員が起案することは不適切な事務処理であることから、今後は適正な事務処理に改められたい。

(生涯学習課)

(イ) 職員服務規程によると、職員は、出張をするときは、出張命令書により上司の決裁を受けなければならないと規定されているが、美術館運営課の「糸で描く物語」展出品作品借用（その他分）に係る普通旅費（宿泊）の支給において、用務終了後に出張命令書により上司の決裁を受けていた。また、横須賀市旅費支給条例によると、旅費は、順路によりこれを計算すると規定されているが、旅費算出の根拠として一部の出張経路について確認できる資料が出張命令書に添付されていなかった。今後は、職員服務規程及び横須賀市旅費支給条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(美術館運営課)

(ウ) 職員服務規程によると、職員は、出張をするときは、出張命令書により上司の決裁を受けなければならないと規定されているが、教育指導課の子ども読書活動推進事業における令和3年4月分の費用弁償（日帰り）の支給において、出張命令書により上司の決裁を受けていないものがあったので、今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(教育指導課)

(エ) 教育委員会専決規程によると、特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）の任免は部長専決事項とされているが、教育相談充実事業非常勤特別職（嘱託医師）の委嘱について、支援教育課長の決裁により決定していたので、今後は、教育委員会専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(支援教育課)

イ 支出に関する事務

(ア) 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、日額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、

翌月15日までに支給すると規定されているが、教育相談充実事業非常勤特別職（嘱託医師）の日額報酬について、令和3年4月分の報酬が同年5月31日に、令和3年6月分の報酬が同年7月21日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（支援教育課）

（イ）令和3年5月分日本語指導員出張旅費の支出について、算出誤りにより支給不足が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

（支援教育課）

ウ 契約に関する事務

（ア）契約規則によると、50万円以下の随意契約にあっては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができると規定されている。小中一貫教育推進事業における教科用図書購入に係る契約事務については、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、当該見積書には、契約の履行に必要なとされる物件の納入期限の記載がなかったので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（教育政策課）

（イ）契約規則によると、修繕請負で契約金額が300万円以下のものについては、契約の履行に必要な要件を記載した請書その他これに準ずる書面を徴することにより契約書の作成を省略することができることとされており、さらに、50万円以下の随意契約にあっては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができることとされている。しかし、天神島ビジターセンター1階展示室エアコン取替修繕に係る契約事務について、契約金額が50万円を超え300万円以下の随意契約であるにもかかわらず、請書が添付されていなかった。また、契約履行規則によると、契約者は、契約物件の修繕を完了したときは完了届を市長に提出しなければならないとされているが、完了届が添付されていなかった。今後は、契約規則及び契約履行規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（博物館運営課）

エ 財産管理に関する事務

（ア）郵便切手の管理において、物品受払簿に所属長確認印が押されていないものがあったので、今後は、物品会計規則に基づいた適正な

管理に改められたい。

(教職員課)

(イ) 学校用地における行政財産目的外使用許可について、行政財産目的外使用許可申請及び許可に係る事務処理が行なわれていないもの(電柱の支線1基)や現況(電柱の支線1基)と異なる内容(電話柱の支柱1基)で行政財産目的外使用許可申請及び許可がされているものがあつたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

(学校管理課)

(ウ) 物品会計規則によると、物品で不用になり、又は使用に堪えないものができたときは、会計課物品出納員に返納しなければならないと規定されているが、次の備品について、会計課物品出納員への返納手続を行わずに除却されていたので、必要な措置を講じ、今後は適正な管理に改められたい。

品名	備品番号	金額	取得年月日
はにわ土偶模型	0000072489	76,167円	1998年3月16日

(中学校)

(2) 意見

学校食育課において起票された小学校給食における臨時喫食者分の給食費の収入に係る調定決議について、調定決議は「予算、決算及び出納に関する決裁文書」に該当することから、公文書管理規則によると、その種別及び保存期間については、「第3種 5年保存」と設定する必要があるが、「第4種 3年保存」と設定されているものが複数みられる状況であつたので、公文書管理規則に基づいた適正な種別及び保存期間を設定されたい。また、特に「予算、決算及び出納に関する決裁文書」については、誤った保存期間の設定により、後の事務事業において重大な影響を及ぼすことや事業の検証等の妨げになるおそれがあることから、学校食育課のみではなく、教育委員会の他の事務についても、「予算、決算及び出納に関する決裁文書」に該当する公文書の種別及び保存期間について必要な確認を行われたい。

(教育委員会)

(別表)

現地調査実施市立学校等一覧表

区 分	学 校 名
小学校	諏訪小学校、公郷小学校、小原台小学校、久里浜小学校、神明小学校、栗田小学校、荻野小学校、大楠小学校
中学校	岩戸中学校、久里浜中学校、野比中学校、北下浦中学校、大楠中学校
その他の学校等	横須賀総合高等学校（全日制・定時制）、養護学校、大楠幼稚園